証券コード　3415
平成28年５月12日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号
株式会社ＳＴＵＤＩＯＵＳ
代表取締役ＣＥＯ　谷　　正　人

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年５月26日（木曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．**日　　時**　平成28年５月27日（金曜日）午前11時
２．**場　　所**　東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号
アライブ美竹　２階　当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．**目的事項**
報告事項　第８期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.studious.co.jp）に掲載させていただきます。

本総会の決議事項につきましては、書面による決議通知の送付はせず、上記の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済・財政政策を背景に緩やかな回復基調が続いたものの、改善の動きは力強さを欠き、海外経済減速の影響も懸念されるなど、先行きは不透明な情勢です。

当社の属する衣料品販売業界におきましては、インバウンド（注）消費が引き続き下支えしましたが、消費マインドが持ち直す動きは緩く、暖冬による冬物商材立ち上がりの遅れなど、気候変動にも翻弄される１年でした。

このような状況のもとで、当社は、前事業年度より引き続き、商品力の強化、人材の確保と育成、インバウンド需要への対応、インターネット販売の強化等に取り組んでまいりました。

また、創立以来日本製あるいは日本国内ブランドに特化することで培ってきた、日本製商品の企画力や、店舗での販売力を生かし、より幅広い年代をターゲットとした新業態「ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ」の店舗展開を当事業年度より開始いたしました。

出店は、ＳＴＵＤＩＯＵＳ業態におきましては、ＳＴＵＤＩＯＵＳ有楽町店、ＳＴＵＤＩＯＵＳ　ＴＯＫＹＯ　梅田店、ＳＴＵＤＩＯＵＳ京都店の３店舗がオープンいたしました。当事業年度より開始いたしました、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ業態においては、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　ＷＯＭＥＮＳ新宿店、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　ＭＥＮＳ新宿店、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　大阪店、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　名古屋店、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　エキスポシティ店、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　ＯＮＬＩＮＥ　ＳＴＯＲＥ、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　ＺＯＺＯＴＯＷＮの７店舗がオープンいたしました。

退店は、当事業年度においてはありませんでした。

店舗の移転は、ＳＴＵＤＩＯＵＳ　ＷＯＭＥＮＳ新宿店を同一フロア内で拡張移転するために平成28年１月末日に一旦クローズしており、同年３

月８日にリニューアル・オープンしております。

以上により、当事業年度の業績は、売上高6,089,221千円（前事業年度比36.2％増）、営業利益660,219千円（同5.1％増）、経常利益647,040千円（同3.2％増）、当期純利益432,588千円（同12.2％増）となりました。

（注）インバウンドとは、外国から日本を訪れる観光のことをいいます。

事業別売上高

事業区分	第７期（平成27年２月期）（前事業年度）		第８期（平成28年２月期）（当事業年度）		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
衣料品販売事業	4,470,026千円	100.0％	6,089,221千円	100.0％	1,619,194千円	36.2％
合計	4,470,026	100.0	6,089,221	100.0	1,619,194	36.2

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は234,022千円（無形固定資産を含む）であり、その主な内容は、当事業年度において出店したＳＴＵＤＩＯＵＳ京都店やＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　大阪店等の店舗設備取得に係る投資であります。なお、設備投資に要した資金は公募増資資金及び自己資金より充当いたしました。

設備投資額の内訳は以下のとおりとなっております。なお、当社は、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

設備投資内訳

店舗別	投資額	内容
ＳＴＵＤＩＯＵＳ京都店	44,200千円	店舗設備取得に係る投資等
ＳＴＵＤＩＯＵＳ　ＴＯＫＹＯ　梅田店	34,704千円	店舗設備取得に係る投資等
ＳＴＵＤＩＯＵＳ有楽町店	21,978千円	店舗設備取得に係る投資等
ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　大阪店	35,753千円	店舗設備取得に係る投資等
ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　エキスポシティ店	30,480千円	店舗設備取得に係る投資等
ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　名古屋店	32,250千円	店舗設備取得に係る投資等
ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　ＭＥＮＳ新宿店	14,844千円	店舗設備取得に係る投資等
ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ　ＷＯＭＥＮＳ新宿店	13,499千円	店舗設備取得に係る投資等
その他	6,311千円	基幹ソフトウェアカスタマイズ費用等
合計	234,022千円	前事業年度比172.5％増

（注）出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

③　資金調達の状況

当社は、平成27年９月２日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及び第三者割当増資により総額446,491千円の資金調達を行いました。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 5 期 (平成25年２月期)	第 6 期 (平成26年２月期)	第 7 期 (平成27年２月期)	第 8 期 (当事業年度) (平成28年２月期)
売　上　高　(千円)	1,873,272	3,085,800	4,470,026	6,089,221
経 常 利 益　(千円)	244,453	497,561	626,985	647,040
当期純利益　(千円)	137,084	306,921	385,540	432,588
１株当たり当期純利益　(円)	66,870.54	149.72	188.07	67.72
総　資　産　(千円)	932,680	1,339,937	1,947,190	2,792,176
純　資　産　(千円)	243,934	550,855	936,396	1,815,476
１株当たり純資産額　(円)	118,992.61	268.71	456.78	272.70

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

２．当社は、平成27年５月27日付で普通株式１株につき1,000株の割合で、平成28年３月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

３．過年度に上記株式分割が行われたと仮定して、遡及修正を行った場合の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は以下のとおりとなります。

区　　分		第 5 期 (平成25年２月期)	第 6 期 (平成26年２月期)	第 7 期 (平成27年２月期)
1株当たり当期純利益	(円)	22.29	49.91	62.69
1株当たり純資産額	(円)	39.66	89.57	152.26

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は下記の７点を今後の事業展開における、対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

① 商品力の強化

当社は、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続き日本国内の有望新興ブランドの開拓・獲得を推進するとともに、当社独自のピッカー制度（店舗主導の商品選定制度）による取扱商品の取捨選択の精度向上及びプロパー消化率（注）向上を図ってまいります。

なお、当社独自のオリジナル商品につきましても、引き続き日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることで高品質で付加価値の高い商品の開発及び他社との差別化を図ってまいります。

（注）プロパー消化率とは、全商品に対し、そのシーズンに定価で売れた商品の比率のことをいいます。

② 戦略的な店舗展開

当社は、出店候補地について商圏規模、立地条件並びに出店条件といった要素から店舗採算を総合的に勘案して決定しておりますが、中でも立地条件によって店舗収益が左右されることから、これを出店戦略上の最重要要素として認識しております。今後も集客力を有する三大都市圏の駅ビルを中心に出店を進めていく方針でありますが、引き続き国内主要都市の優良デベロッパーとの関係強化及び物件・テナント情報の収集を継続し、有望な出店場所の確保に注力してまいります。

また、海外展開に向けて、成長市場であるアジアを中心に有望な出店場所に関する分析・調査につきましても、強化してまいります。

③ 大型店舗の運営力強化

既存店の中でも比較的小規模な店舗においては、スペースの制約から商品ラインナップが限定され、来店客の多様なニーズに必ずしも応えきれておりません。このため、当社では店舗の大型化を推進し、幅広く商品展開することで、販売機会の取りこぼしの防止に取り組みたいと考えております。しかしながら、大型店舗にはより多くの設備投資、在庫の保持が必要であり、運営の成否によっては多額の損失が発生する可能性もあります。

大型店の運営力強化のために、取扱ブランド・アイテム数の拡充、在庫投入のタイミング・数量の適正化、店舗オペレーション手法の工夫、管理体制の整備等の施策を、引き続き推進してまいります。

④ 人材の確保と育成

衣料品販売事業においては、高単価のブランド商品を販売する場合、商品知識及び顧客ニーズを的確に捉えた提案能力が必要であります。スタッフの育成には、一定の教育期間を要するため、今後の店舗展開を踏まえて人材採用・育成を推進し、サービスの向上に努めてまいります。

人事政策につきましては、公正な人事評価制度の構築、インセンティブ制度の拡充により、従業員のモチベーション向上を図るとともに、研修制度の拡大を行う方針であります。

また、新卒採用につきましても、数及び質の両面において、引き続き強化を進めてまいります。人材獲得競争が激化する中、採用説明会に加えて、インターンシップ制度等施策を通じ、当社の魅力を十分に伝え、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、海外顧客への対応と、海外展開時の現地派遣人員育成のため、アジア圏からの留学生を中心としたマルチリンガル人材の採用にも、注力してまいります。

⑤ ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ業態の今後の展開について

平成27年３月にスタートしたＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ業態は、当社のターゲット顧客層を拡大するキーファクターであり、成長の大きな源泉と捉えております。平成28年２月期におきましては、順調な立ち上げに成功し、一旦は成長軌道に乗ることができたと考えております。平成29年２月期以降も業容を拡大し、当社収益の大きな柱にするべく、より確度の高い商品投入計画の策定、出店地の吟味、取扱商品の綿密な企画・原価やプロパー消化率のコントロール、優秀な人材資源の投入を行ってまいります。

⑥ インバウンド需要への対応

昨今の外国人観光客の増加により、当社の外国人観光客向けの売上高も過去最高額に達しております。今後も、行政をあげた観光客招致の取り組みや、東京五輪開催に向けた世界からの注目の高まりなどにより、日本を訪れる外国人旅行者の数は長期的に増加していくことが見込まれます。これにより増大するインバウンド需要を取り込むため、当社は、外国語が話せる人材の確保や外国人客向けサービスの拡充等に取り組んでまいります。

⑦ インターネット販売の強化

当社のインターネット経由の売上の、当事業年度末における割合は全体の約31％（平成28年２月期）と、同業他社と比べて、高い水準にあります。このため当社は、高まるオンラインショッピング需要の取り込みを図るべく、システムの見直しや人員の拡充、ウェブ媒体へのプレス活動強化、ホームページの品質向上など、高い成長を維持していくために、引き続き尽力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年２月29日現在）

事業区分	事業内容
衣料品販売事業	衣料品及び身の回り品、雑貨類の小売販売

(6) 主要拠点等（平成28年２月29日現在）

本社：東京都渋谷区道玄坂一丁目14番６号

（注）平成28年４月１日付で、渋谷区渋谷一丁目２番５号に移転しております。

営業店舗

業態	店舗数	都道府県別
ＳＴＵＤＩＯＵＳ	２０	東京都９店、神奈川県１店、愛知県１店、大阪府４店、京都府１店、福岡県１店、インターネット３店
ＵＮＩＴＥＤ ＴＯＫＹＯ	7	東京都２店、愛知県１店、大阪府２店、インターネット２店

（注）平成28年４月末日現在、上記店舗に加えて、ＳＴＵＤＩＯＵＳ業態３店舗、ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ業態１店舗が開店しております。

(7) 従業員の状況（平成28年２月29日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
99（64）名	31名増（9名増）	28.9	3.9

（注）　従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年２月29日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年４月１日付をもって、本社を東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号に移転しております。

２．株式の状況（平成28年２月29日現在）

(1) 発行可能株式総数　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　2,219,100株

(3) 株主数　995名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
谷　正人	430,000株	19.4%
鹿島　克美	420,000	18.9
中水　英紀	310,000	14.0
株式会社MT Asset Management	180,000	8.1
株式会社K Asset Management	180,000	8.1
株式会社ASIA Asset Management	100,000	4.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	71,900	3.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	66,500	3.0
ＮＶＣＣ６号投資事業有限責任組合	52,200	2.4
日本証券金融株式会社	17,300	0.8

（注）１．自己株式は所有しておりません。

２．当社は、平成27年５月27日付で普通株式１株を1,000株とする株式分割を実施いたしました。これにより、発行可能株式総数は7,992,000株、発行済株式の総数は2,047,950株増加しております。

３．平成27年９月１日を払込期日とする公募増資及び平成27年10月５日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は169,100株増加しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成27年12月14日開催の当社取締役会において、平成28年３月１日付で普通株式１株につき３株の割合をもって株式分割を行うことを決議し、当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は24,000,000株に、発行済株式の総数は6,657,300株となっております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成24年４月26日	平成25年12月19日
新株予約権の数		225個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　675,000株 (新株予約権１個につき3,000株)	普通株式　300,000株 (新株予約権１個につき3,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 102,000円 （１株当たり　34円）	新株予約権１個当たり 201,000円 （１株当たり　67円）
権利行使期間		平成26年４月27日から 平成34年４月26日まで	平成27年12月20日から 平成33年12月19日まで
行使の条件		新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない	（注２）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　225個 目的となる株式数 675,000株 保有者数　2名	新株予約権の数　100個 目的となる株式数 300,000株 保有者数　2名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）１．当社は平成27年５月27日付で株式１株につき1,000株、平成28年３月１日付で株式１株につき３株の株式分割を行っております。事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を算定しております。

２．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合（新株予約権者又はその２親等内の親族の健康上の理由による退任・退職）はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、以下①②に定める日のいずれか遅い日から平成33年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

① 平成27年12月20日

② 甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他（国内国外を問わず）株式公開市場に上場した日から１年を経過した日

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年２月29日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役ＣＥＯ	谷　　正　人	ＳＴＵＤＩＯＵＳ事業部長
取締役ＣＦＯ	中　水　英　紀	管理部長
取　締　役	中　垣　徹二郎	Draper Nexus Venture Partners, LLC Managing Director 株式会社trippiece社外取締役 株式会社イノーバ社外取締役 株式会社SHIFT社外取締役
常勤監査役	佐々木　陽三朗	
監　査　役	小　島　圭　介	ヒューマン・ベース株式会社 代表取締役社長 株式会社オークファン社外監査役
監　査　役	徐　　進	株式会社エスプール常勤監査役

（注）１．取締役中垣徹二郎氏は、社外取締役であります。

２．常勤監査役佐々木陽三朗氏、監査役小島圭介氏及び監査役徐進氏は、社外監査役であります。

３．取締役の中垣徹二郎氏はベンチャーキャピタル業界での豊富な経験を有しており、国内外のさまざまな業種のベンチャー企業に関する動向に精通していることから、経営戦略面からの意見具申などを期待して、招聘しております。

常勤監査役の佐々木陽三朗氏は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して、招聘しております。

監査役小島圭介氏は、ベンチャーキャピタル業界での経験と外食企業経営の経験を有しており、当社が事業を拡大していく中での出店戦略上のリスクや人事マネジメント上のリスクを回避するための助言・提言を期待して、招聘しております。

監査役徐進氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待して、招聘しております。

４．当社は、取締役中垣徹二郎氏及び常勤監査役佐々木陽三朗氏、監査役小島圭介氏及び監査役徐進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．平成27年５月27日をもって、当社社外取締役岡村恵津子氏は任期満了となり退任いたしました。なお、同氏は退任時において、日本ベンチャーキャピタル株式会社に勤務しておりました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	3名 (1)	61,200千円 (1,200)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	7,200 (7,200)
合計 （うち社外役員）	6 (4)	68,400 (8,400)

（注）１．上記には、平成27年５月27日開催の第７回定時株主総会終結の時をもって任期満了のため退任した社外取締役岡村恵津子氏を含んでおりません。なお、同氏は当社設立以来無報酬でありました。

２．取締役の報酬限度額は、平成27年５月27日開催の第７回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成27年５月27日開催の第７回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役中垣徹二郎氏は、Draper Nexus Venture Partners, LLCのManaging Director、株式会社trippieceの社外取締役、株式会社イノーバの社外取締役及び株式会社SHIFTの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役小島圭介氏は、ヒューマン・ベース株式会社の代表取締役社長及び株式会社オークファンの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役徐進氏は、株式会社エスプールの常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　中垣　徹二郎	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、経営の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役　佐々木　陽三朗	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計、コーポレート・ガバナンス等に関し、中小企業診断士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　小島　圭介	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に出店戦略や人事マネジメントに関し、外食企業経営者としての経験に基づいた発言を適宜行っております。
監査役　徐　進	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、主に監査に関して、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,500千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「企業行動指針」を定める。

(2) 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

(3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

(4) 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、不正行為等の防止を図る。

(5) 取締役が当社全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。

(6) 代表取締役ＣＥＯ直轄にて内部監査業務担当者を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。

(7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備・構築し、業務の改善に努める。

(8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

(2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。

(3) 情報セキュリティに関する規程等を制定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。また、個人情報については個人情報保護管理規

程に基づき厳重に管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、法務、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
(2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
(3) 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、取締役会において適宜報告を行い、必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士などに相談及び確認をする。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月１回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
(2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
(3) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。
(4) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。
(5) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ホ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、監査役補助者という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。
(2) 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を受けなければならない。
(3) 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の兼任を認めないものとする。

ヘ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査役に報告する。

(2) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。
(3) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

ト．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 監査役が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができない。
(2) 監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
(3) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

チ．その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、対外透明性を確保する。
(2) 監査役は、代表取締役ＣＥＯと定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
(3) 監査役は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。
(4) 監査役、会計監査人及び内部監査担当者は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
(5) 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

リ．反社会的勢力を排除するための体制
(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
(2) 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

ヌ．業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また常勤監査役は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査担当により各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。

中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

創業以来、当社の事業は拡大を続けており、引き続き、内部留保の充実を図りながら、事業拡大のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。

このため、創業以来無配としており、今期の期末配当も引き続き無配とさせていただきます。今後の配当等株主還元の実施につきましても、業容拡大のスピード及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、及び出店等による事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

貸借対照表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,036,590	流動負債	971,372
現金及び預金	958,376	買掛金	577,748
売掛金	338,853	未払金	8,231
商品	677,994	未払費用	161,682
貯蔵品	3,271	未払消費税等	6,827
繰延税金資産	39,840	未払法人税等	131,711
その他	18,253	賞与引当金	55,649
固定資産	755,586	ポイント引当金	16,492
有形固定資産	407,568	その他	13,027
建物	464,194	固定負債	5,328
減価償却累計額	△91,880	資産除去債務	5,328
建物（純額）	372,313	負債合計	976,700
工具、器具及び備品	36,106	（純資産の部）	
減価償却累計額	△18,519	株主資本	1,815,476
工具、器具及び備品（純額）	17,586	資本金	260,595
建設仮勘定	17,668	資本剰余金	244,595
無形固定資産	8,503	資本準備金	244,595
ソフトウエア	8,503	利益剰余金	1,310,284
投資その他の資産	339,514	その他利益剰余金	1,310,284
出資金	1,000	繰越利益剰余金	1,310,284
長期前払費用	4,499	純資産合計	1,815,476
差入保証金	324,537		
繰延税金資産	9,477		
資産合計	2,792,176	負債純資産合計	2,792,176

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年３月１日
至　平成28年２月29日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,089,221
売上原価		2,962,272
売上総利益		3,126,949
販売費及び一般管理費		2,466,729
営業利益		660,219
営業外収益		
受取利息	157	
受取配当金	40	
受取補償金	50	
投資有価証券売却益	1,083	
その他	970	2,300
営業外費用		
支払利息	1,002	
上場関連費用	14,438	
その他	38	15,479
経常利益		647,040
税引前当期純利益		647,040
法人税、住民税及び事業税	224,282	
法人税等調整額	△9,830	214,451
当期純利益		432,588

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年３月１日
至　平成28年２月29日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 / 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,350	21,350	21,350	877,696	877,696	936,396	936,396
当期変動額							
新株の発行	223,245	223,245	223,245			446,491	446,491
当期純利益				432,588	432,588	432,588	432,588
当期変動額合計	223,245	223,245	223,245	432,588	432,588	879,079	879,079
当期末残高	260,595	244,595	244,595	1,310,284	1,310,284	1,815,476	1,815,476

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産

・商品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）　定額法を採用しております。

その他　定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　８年～15年

工具、器具及び備品　５年～８年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。
② 賞与引当金	従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
③ ポイント引当金	顧客に付与された当社ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,219,100株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　225,000株

（注）平成28年３月１日付をもって普通株式１株を３株にする株式分割を行っておりますが、株主資本等変動計算書に関する注記においては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

3．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に長けた金融資産で運用し、また、短期的

な運転資金を銀行借入により調達しております。
デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、売掛金に係る与信先は主に大手デベロッパーやクレジットカード会社であります。
不動産賃借等物件に係る差入保証金は、差入先・預託先の経済的破綻によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。
営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制
Ⅰ．信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理
当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。
また、差入保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。
Ⅱ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理
当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。
投資有価証券については、リターンがリスクに比して高く、また、理論的に考えられる最大の損害額が少額であり、短期間で投資回収を図れる見込みがある場合に取得し、結果にかかわらず短期に売却しております。
Ⅲ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年２月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	958,376千円	958,376千円	－千円
(2) 売掛金	338,853	338,853	－
(3) 出資金	1,000	1,000	－
(4) 差入保証金	324,537	324,537	－
資産計	1,622,768	1,622,768	－
(1) 買掛金	577,748	577,748	－
(2) 未払金	8,231	8,231	－
(3) 未払費用	161,682	161,682	－
(4) 未払法人税等	131,711	131,711	－
(5) 未払消費税等	6,827	6,827	－
負債計	886,201	886,201	－

(注) 金融商品の時価等に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 出資金

出資金は全て取引金融機関に対するものであり、取引解消に至った場合は額面で返却されるものであるため、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

貸借対照表に計上した差入保証金の価額については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。但し、対応する残存期間の国債金利が負である場合は、時価を簿価と合わせることとしております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

４．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	18,420千円
未払社会保険料	2,543千円
ポイント引当金	5,459千円
未払事業税	10,132千円
未払事業所税	996千円
たな卸資産評価損	1,254千円
減価償却超過額	2,643千円
一括償却資産償却超過額	1,555千円
敷金	5,104千円
資産除去債務	1,763千円
その他	1,116千円
繰延税金資産合計	50,990千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,672千円
繰延税金負債合計	△1,672千円
繰延税金資産の純額	49,317千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成28年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.6%から33.1%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(3) 決算日後の法人税等の税率の変更.

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月31日に公布され、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から、平成29年３月１日に開始する事業年度及び平成30年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年３月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　272円70銭

(2) １株当たりの当期純利益　67円72銭

（注）当社は平成27年５月27日付で株式１株につき1,000株、平成28年３月１日付で株式１株につき３株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

６．重要な後発事象に関する注記

（株式分割及び定款の一部変更等について）

当社は平成27年12月14日開催の取締役会において、以下のとおり株式の分割及び定款の一部変更等を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性を高めて、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

平成28年２月29日（月曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式１株につき、３株の割合をもって分割いたします。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,219,100 株
今回の株式分割により増加する株式数	4,438,200 株
株式分割後の当社発行済株式総数	6,657,300 株
株式分割後の発行可能株式総数	24,000,000 株

(3) 株式分割の日程

① 基準日公告日	平成28年２月12日（金曜日）
② 分割基準日	平成28年２月29日（月曜日）

③ 効力発生日　　平成28年３月１日（火曜日）

(4) １株当たり情報に及ぼす影響

当社株式分割による影響は、「５．１株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(5) 資本金の額の変更

今回の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

(6) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づく取締役会決議により、平成28年３月１日（火曜日）をもって、当社定款第６条の発行可能株式総数を変更いたします。

② 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（表中下線は変更部分）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

③ 変更の日程

効力発生日　　平成28年３月１日（火曜日）

(7) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の１株当たりの権利行使価額を平成28年３月１日（火曜日）以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第１回新株予約権	100円	34円
第２回新株予約権	200円	67円
第３回新株予約権	470円	157円

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年４月11日

株式会社ＳＴＵＤＩＯＵＳ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　崎　　大　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　井　則　彦　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社STUDIOUSの平成２７年３月１日から平成２８年２月２９日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月13日

株式会社ＳＴＵＤＩＯＵＳ　監査役会

常勤監査役（社外）　佐々木　陽三朗　㊞

監査役（社外）　小　島　圭　介　㊞

監査役（社外）　徐　　進　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案	提案の理由
（商　号） 第１条　当会社は、株式会社ＳＴＵＤＩＯＵＳと称し、英文ではＳＴＵＤＩＯＵＳ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．と表示する。	（商　号） 第１条　当会社は、株式会社ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥと称し、英文ではＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．と表示する。	「ＳＴＵＤＩＯＵＳ」という業態だけにとらわれず、「ＵＮＩＴＥＤ　ＴＯＫＹＯ」業態含め展開していくため、企業名を「ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ」と改めるものであります。
（新　　設）	（附　則） 第１条　第１条（商　号）の変更は、平成28年６月１日より実施する。なお、本附則は、第１条の効力発生日経過後削除されるものとする。	
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）衣料品、服飾雑貨、日用雑貨品の企画、デザイン、製造、販売並びに輸出入業 （２）イベントの企画及び立案に関する業務	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）（現行どおり） （２）（現行どおり）	今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

現行定款	変更案	提案の理由
（３）貸衣裳業 （４）レストラン、飲食店の経営 （５）有価証券の売買並びに保有及び運用業務 （新　　設） （６）前各号に附帯する一切の事業 第３条～第20条　（条文省略） （取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	（３）（現行どおり） （４）（現行どおり） （５）（現行どおり） （６）古物営業法による古物商 （７）前各号に附帯する一切の事業 第３条～第20条　（現行どおり） （取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削　　除）	取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行うとともに、平成27年５月27日開催の第７回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

現行定款	変更案	提案の理由
（新　　設）	（附　則） 第２条　第21条の規定にかかわらず、平成27年５月27日開催の第７回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成29年開催の定時株主総会終結の時までとする。 なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。	
第22条～第29条　（条文省略）	第22条～第29条　（現行どおり）	
（取締役の責任免除） 第30条　（条文省略） ②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり） ②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第２項の一部を変更するものであります。なお、本条本項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
第31条～第39条　（条文省略）	第31条～第39条　（現行どおり）	

現行定款	変更案	提案の理由
（監査役の責任免除） 第40条　（条文省略） ② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第41条～第49条　（条文省略）	（監査役の責任免除） 第40条　（現行どおり） ② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第41条～第49条　（現行どおり）	「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第40条第２項の一部を変更するものであります。

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

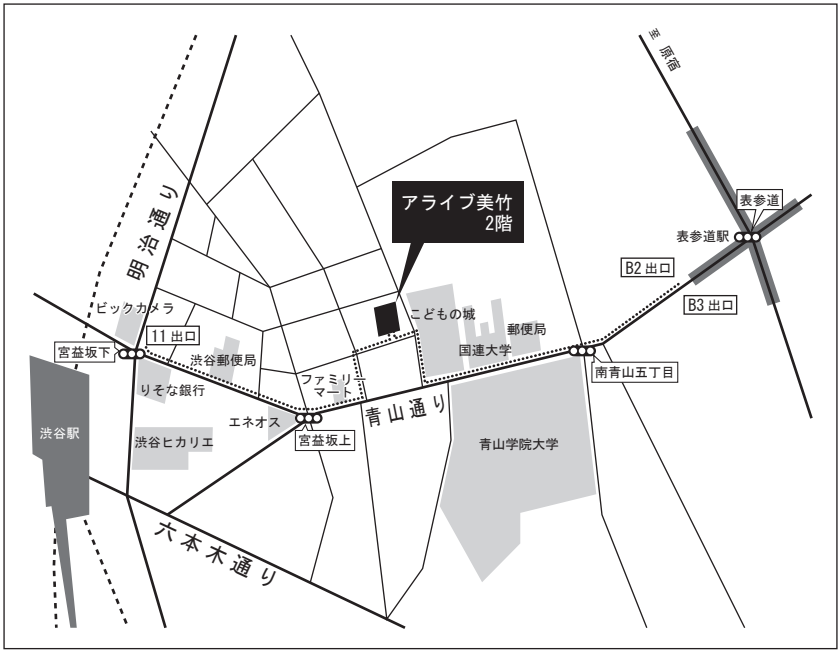
氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
髙嶋　耕太郎（たかしま　こうたろう） （昭和57年６月17日）	平成17年４月　株式会社デイトナ・インターナショナル入社 平成22年９月　アマゾン ジャパン株式会社入社 平成26年９月　同社ファッション事業本部メンズアパレル商品部長就任 平成27年２月　同社ファッション事業本部　委託販売事業部　販売コンサルティング部長就任 平成28年２月　当社入社 商品・ＥＣデヴィジョンマネージャー就任（現任）	－株

（注）候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都渋谷区渋谷一丁目２番５号
アライブ美竹　２階　当社会議室
TEL：03－6712－6842



交通　ＪＲ渋谷駅　宮益坂口より　徒歩約８分
東急東横線・田園都市線、東京メトロ副都心線
渋谷駅　１１出口より徒歩約８分
東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線
表参道駅　Ｂ２出口より　徒歩約８分

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申しあげます。